

# ★11月のお知らせ★

事業主の  
みなさまへ

～税務研修開催 消費税の『インボイス制度』～

令和3年11月26日(金) 10時半～12時 寺山総合ビル3階

11月19日(金)申込締切 (詳細・申込は別紙にて)



- ☆ インボイス制度で請求書が変わる！
- ☆ 個人事業主が注意すべき点とは！
- ☆ 取引先に免税個人事業主が多い場合の対応！ etc.

## 社会保険の適用拡大に向けて準備を進めましょう！

現在、従業員501人以上の企業が「社会保険適用拡大」の範囲となっていますが、令和4年10月より変更となり101人以上の企業まで適用拡大となります。パート・アルバイト等を雇用している事業所様は、改めて条件を確認しておきましょう。

加入対象者

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金8.8万円以上
- 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

4つ全てに該当する方

加入メリット

- ・基礎年金部分に加えて、厚生年金が上乘せで支給（老齢・障害・遺族）
- ・病休期間中、傷病手当金として給与の2/3相当を支給
- ・産休期間中、出産手当金として給与の2/3相当を支給

医療保険も  
充実！

## 新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金が再開されました

令和3年8月1日から12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業など**をした小学校など（保育所等を含む）に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに**感染した子ども**など、小学校などを休む必要がある子ども

助成金額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

※対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

日額上限：13,500円（特定の地域については15,000円）

申請期限

令和3年8月1日～同年10月31日の休暇	令和3年12月27日(月)必着
令和3年11月1日～同年12月31日の休暇	令和4年2月28日(月)必着

★令和3年11月の営業土曜日は  
以下のとおりです。

6日(土)	休
13日(土)	休
20日(土)	休
27日(土)	休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・  
トキワビジネス協同組合  
埼玉社会保険労務事務所  
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231  
FAX : 048 - 570 - 1929  
URL : <http://www.terazei.com/>

